

民間建築物の

吹付けアスベスト調査補助制度

アスベストとは？

■ アスベスト（石綿）とは

天然に産する鉱物繊維で、主成分はケイ酸マグネシウムです。成分の異なる6種類の鉱物繊維がアスベストと呼ばれます。呼吸とともに吸い込むと肺に刺さり、肺がんなどの病気を発症するおそれがあります。

■ 吹付けアスベストとは

アスベストとセメント系の結合材に水を加えて混合し、吹付け機を用いて吹付け施工したものです。昭和30年から昭和50年にかけて耐火被覆用、防音・断熱用として、主に耐火建築物や準耐火建築物に使用されていました。

昭和51年以後はアスベストの含有量が低いものを使用するようになっていますが、製品により含有量や混合されていた期間は異なります。



吹付けアスベストの使用例

■ アスベストの飛散防止措置

- ・吹付け材が露出している ※
- ・吹付け材にアスベストが含有している
- ・吹付け材が損傷、劣化している

以上の条件が揃い、アスベストが大気中に排出・飛散するおそれがある場合には、**所有者は飛散を防止する措置を講ずる義務**があります。

※ 建築物を解体、改造、補修等する場合には、露出していない吹付け材からもアスベストが排出し、飛散する可能性があるため、アスベスト含有の有無の確認が必要です。

吹付アスベスト調査

吹付け材にアスベストが含有しているかどうかを目視で判定することはできません。判定するためには、高度な分析機器を用いた**専門的な分析調査**が必要です。

また、その分析調査は、国（厚生労働省）の通知に従った分析方法で行う必要があることから、(社)日本作業環境測定協会が公表している機関または同等の能力を有する分析機関に委託して行う必要があります。

* 協会ホームページ (<https://www.jawe.or.jp/>) を参照いただくか、裏面の担当課までお問合せください。

市ではアスベスト分析調査に要する費用に対し補助します！

※ 詳しくは裏面をご覧ください。

補助制度について

■ 補助対象の建築物

- ✳ 敦賀市内にある民間建築物(一戸建て住宅、木造建築物を除きます)
- ✳ アスベスト含有の疑いがある吹付け材が施工されている建築物
- ✳ 国による他の補助金等を受けていない建築物
- ✳ 福井県が管理するアスベスト調査台帳に記載されている建築物

■ 申請できる方

補助対象となる建築物の所有者

■ 対象となる吹付け材

- ①吹付けアスベスト
- ②吹付けロックウール
- ③吹付けパーライト
- ④吹付けバーミキュライト（ひる石）

■ 補助額

分析調査費（分析機関に支払うアスベスト分析調査に要する費用（消費税および地方消費税を除く*））を**全額補助**します。

*消費税および地方消費税額は申請者の方の負担となります。

限度額は1棟あたりの補助限度額は25万円です。

補助は原則として1棟につき1回となります。

1棟に数種類の吹付け材がある場合を想定し、25万円を限度としていますが、一般的には8万円前後です。

補助の手続きについて

- ✳ 補助金の交付を受けるには、**事業の開始前（分析機関との契約前）に事前の申請と交付決定（内容の承認）**が必要となります。
- ✳ 分析機関との契約後の補助金の申請は受け付けられません。
- ✳ 補助金は予算に限りがありますので、年度途中でも締め切ることがあります。
- ✳ その他、市町の補助要綱等の内容に適合する必要があります。詳細は、下記へお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。
(<https://www.city.tsuruga.lg.jp/>)

敦賀市建設部住宅政策課

敦賀市中央町2丁目1-1(市役所3階)

電話番号 22-8141